

# 平成 29 年度第 7 回浜松市環境影響評価審査会 議事録

1 開催日時 平成 30 年 2 月 22 日（木） 午後 1 時 05 分から午後 3 時 55 分

2 開催場所 浜松市シルバー人材センター 2 階会議室

## 3 出席状況

浜松市環境影響評価審査会委員（○印のある委員は出席）

-	雨谷 敬史	静岡県立大学食品栄養科学部環境生命科学科 教授	副会長
-	板井 隆彦	静岡淡水魚研究会 会長	
-	岡島 いづみ	静岡大学工学部 准教授	
○	岡田 恭明	名城大学理工学部建築学科 教授	
-	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学大学院 教授	
○	北野 忠	東海大学教養学部人間科学科 教授	
○	國領 康弘	志太自然ネットワーク 副会長	
○	小杉山 晃一	常葉大学社会環境学部 准教授	会長
○	酒井 奨	一般財団法人エネルギー総合工学研究所 主管研究員	
○	杉野 孝雄	遠州自然研究会 会長	
○	谷 幸則	静岡県立大学食品栄養科学部環境生命科学科 教授	
○	土屋 智	静岡大学農学部 教授	
○	橋本 啓史	名城大学農学部生物環境科学科 ランドスケープ・デザイン学研究室 准教授	
○	山田 慎也	一般財団法人静岡経済研究所 主席研究員	
-	横田 久里子	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 准教授	

## 事務局

環境部	影山環境部次長（環境政策課長）
環境政策課	高橋課長補佐、密岡主幹、今井主任、久米主任、永田主任、伊藤、武田
環境保全課	松下主任、脇主任

4 傍聴者 14 名

## 5 議事

### （1）審議事項

①一般国道 474 号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）環境影響評価準備書について

資料 1 資料 1-1 資料 2 資料 2-1

②浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター建設に係る事後調査計画書について資料 3 資料 4

③（仮称）浜松市天竜区熊風力発電事業 環境影響評価方法書について資料 5 資料 6 資料 7

6 作成者 環境政策課企画調整グループ 伊藤

7 記録の方法 発言者の要点記録

## 1 開会

事務局

ただいまから、平成 29 年度第 7 回浜松市環境影響評価審査会を開催する。

皆様方におかれましては、お忙しい中ご参加いただき厚くお礼申し上げます。

本日の審査会は、「一般国道 474 号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）環境影響評価準備書」、「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る事後調査計画書に対する市長意見」と「(仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業環境影響評価方法書に対する市長意見」について、ご審議いただくものである。この後、事業者と事務局から説明があるので、皆様のご意見・ご助言をいただきたい。

また、本日は浜松市環境影響評価審査会委員 15 名中 10 名が出席し、過半数に達しているため、浜松市環境影響評価条例第 60 条第 2 項により、審査会が成立したことを報告する。

浜松市環境影響評価条例第 60 条第 1 項により、会長が会議の議長になると規定されているため、ここからの進行は小杉山会長にお願いする。

小杉山会長

では、初めに会議及び会議録の公開について、確認する。

本日の審査会を進めるに当たり、種の保護の観点から貴重な動植物について審議する予定があり、貴重な動植物の生息・生息地に関する情報を扱う場合は、非公開審議としたいがいかがか。

全委員

(異議なし)

小杉山会長

それでは、本日の会議及び会議録については一部非公開とする。

また、会議録は事務局で作成し、「浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱」に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開する。

## 2 議事

### (1) 審議事項

#### ① 一般国道 474 号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）環境影響評価準備書について

小杉山会長

それでは、事業者から「一般国道 474 号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）環境影響評価準備書」についてご説明いただく。

事業者

《「一般国道 474 号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）環境影響評価準備書」について、資料 1-1、資料 2、資料 2-1 に基づき説明》

國領委員

資料 1-1 の 6 ページ、工事排水を工事実施ヤードから排水する際には水質汚濁防止法の排水基準である「SS が 200mg/L を超えない」と記載があるが、この 200 mg/L は超えたら水質汚濁防止法違反となる基準値であり、守るのは当たり前である。それよりも、生き物がここにいるからこそ、守るためにはこれくらいの基準が必要だという値が明記されるべきであり、これは問題外の記述である。

また、凍結防止剤についても安全性の確認についての記述があまりにも不適切である。トウカイナガレホトケドジョウのように身体の表面が粘膜で鱗があまりないようなものは一瞬の影響でも危ない。「一瞬でもかかったときに死んでしまう可能性があるので危険を回避する方法を考えましょう」というのが議論すべき内容だと思う。時間の経過で流下すれば、水で薄まるため危険がないというのではなく、一時的な安全性についても考えなくてはならない。

重金属の問題について、愛知県でやってきた工事で、掘削した残土から重金属が出て一年以上も余計に時間がかかっていた事案がある。「今のところ重金属が出てないので、今後も出ません」という発言はおかしくないか。過去の経緯をいろいろ見ると出ない方がおかしい。何も出ないで全て道路の骨材等に使える一番良いが、出たときには有害物質や重金属は産廃処理しなければならない。出たときにどうするのが問題であり、そのためには一日の掘削量をプールして、その中から何箇所か重金属の検査をして、簡易的な検査で有害物質や重金属がないとなったときに処理を行う。検査結果が危ないと出たときにはもう一回再試験するというシステムが必要である。そして本当に危ないのか、何がどのくらい危ないのかを見てから処理の方法を考えて、排出するか固めるのかを考えていきますというのが答えのはず。

河川工事などのいろいろな他の公共事業では、工事がその基準を上回ったら対策が打ち出されるまでは工事を停止することとなっている。「そこでこのようにしたから、対策をとって効果があったので工事が進みます」と、これが普通の工事の手順である。

その他の基準としては、例えば生き物に対しては、LD50（半数致死量）という手法があり、それよりも10分の1以下なら大丈夫と考える「安全データシート」の考え方がある。アルカリ性のセメントを使っていれば、中和の時に炭酸ガスや塩酸を使うこととなる。pHは環境基準の7が一番近いほうが良いが、7.5~7.8ぐらいまで許そう、その代わり、それに対してお金がかかっても炭酸を使って周辺に影響がないようにしますというのが手法。そういうところまでを答えてほしかった。

事業者

まず、SSの自主管理基準についてである。資料6ページにある水質汚濁防止法の排水基準を記載したが、工事ヤードから出すときの排水基準というのが決められていないというところもあり、工事を一般的に進めていくときに参考とする水質汚濁防止法を記載した。排水基準を超えないこととしているので、まず超えないというのは当然だと思う。ただ、赤字で書いてあるように、まだ工事の詳細な道路計画も、それに伴って排水をどこに流すのかも決まっていない。排水先によっては河川の流量等によっても自主管理基準の決め方、値が変わってくるので今の段階では決められないが、まず前提となる排水基準は絶対に守るとしている。そういう中で工事を実施する時の流量やそこにいる希少種等々の状況を把握しながら専門の方のご意見、関係機関のご意見を聞きながら決めていきたいということもあり、今回は決められませんというような書き方をしている。200mg/Lが最大だが、より厳しい基準を守らなければならないことは認識している。

次に重金属の話だが、三遠南信自動車道の別のところでトンネルを数多く掘っているが、そこで確かに重金属が出てきている。その対策の一つとして他の事業の事例だが、國領委員の言うように毎回トンネルから土を出してきて幾つかの山を作り、そこから土を採取して毎日検査をしている。そこで重金属が出てないと分かれば利用していく。出た場合の対策としての一事例だが、ある場所で穴を掘り、重金属を含んだ土を埋めても排水が流出しないような対策をするため、防水シートを敷く。そこに第一層目の土を置き、その上に二重となるようにシートを敷く。というような多重構造をしていき、最終的には地表面ぐらいまで埋めた上に重金属を含まない安全な土でさらに盛土をするというような一つの対策をしている。基本的にはこのような対策をしていくことになると思われる。見解では、準備書段階で実施した文献調査は、重金属が出るという文献がなく、現時点では安全であるという記載としている。なお書きでも書いてあるが、ボーリング調査、トンネルを掘っていけば毎回調査することになる。そこで重金属が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づいて関係機関と調整しながら、このような方法を取り、対応をしていきたい。これも先送りのような文章になるが、まだ出てくるかどうか分からないこともあり、工事実施段階で必要に応じて対応しますというような表現にしている。

凍結防止剤に関しても先ほど国土技術政策総合研究所の資料を説明しているが、ご意見にもあるようになかなか調査が進んでいないところもある。こちらもそういうデータを把握していない中で、一事例として影響は小さいのではなからうかということで資料を提出している。現時点では排水先が決められないことはあるが、工事実施区域から希少種は結構離れたところにいるのに対し、先ほどのデータから大体道路端から 30m 以内ぐらいで拡散は終わる。そのため、影響はないのではないのかと思う。

小杉山会長

先ほど事務局からも説明があったように、三遠南信道の場合には準備書に対する市長意見の提出期限が 6 月 5 日となっているので、それまでに様々な議論を寄せていただきたい。まず 1 つ、準備書に不備がある箇所について評価書でどのように書き換えるのかをこの段階で具体的に示してもらおう。次に、市長意見を言うときにこのような市長意見を出しますよということをすり合わせていくという流れが市長意見に至るまでの過程で出てくるかと思う。しかし、事業者の話聞いてみると、その計画が明確にならない限りは分からないということが多い。このような影響が生じる可能性があるので次のような保全対策を取るという保全対策を明記したものが評価書として出てくるのであり、分からないまま先送りするという評価書では、評価書の意味がない。このようなことが起こり得るので最大限に対策を取るといような書き方に直してもらおうというのが基本的な考え方ではないか。先ほど例として挙げた水質汚濁防止法に関しても、これは工場の排水のための法律であって、決して工事現場から自然環境に出ていく水のための法律ではない。この数字が出てくること自体が間違いで、このような自然環境中に排水を出す場合には水質汚濁防止法ではなく、最低でも環境基準をクリアすることを前提として、別の基準値が最低限必要ではないか。國領委員の話にもあった

ように、自然への影響というのは場合によって一瞬の影響でも効いてくるケースがあり、時間が経てば平常値に戻るという事で評価してはいけない部分もあるので、その一瞬であったとしても環境が変化する場合には、その一瞬の影響を下げるための努力をどのような形で行うのかということを保全対策として、評価書には書いておかなければならない。市長意見の提出期限まで数か月の期間があるので、この審査会で議論する機会はまだあると思うが、準備書として成り立っているかという部分で、もう少し厳しい考え方も必要ではないかと思う。

北野委員

同じ6ページの3-3と3-4の質問について、見解としては右下の「環境基準に定められた分析手法による水質調査を実施する」というのが答えかと思うが、質問している側からすると、どの地点でどの程度の間隔でやるのかというのを聞いていると思う。環境基準の中にどの程度の間隔で調査をするのか書いてあるのかなと思うが、そういうのを明記してあげないと聞いている側からするともう一回環境基準を調べなければならないのかなと感じる。ここでは法や基準に従ってと書くのではなく、具体的な回答をしてあげるのが親切な答えかなと感じる。

もう一点、凍結防止剤の件だが、先ほど画面に出てきた表自体が小さくてよく分からなかった。生き物屋としては数値が非常に気になるので、見にくいものではなくてはっきりと見せてほしい。

小杉山会長

モニタリングの件だが、これは事後調査のモニタリングではなくて工事期間のモニタリングなのか。

事業者

そうである。事後調査計画と併せて実施方法やその後の報告書に結果を載せて公表していこうと考えている。

國領委員

他の工事の事例で、年間200の工事について1つずつ全部の工事のモニタリングの場所を決定し、それに対して毎日測定した結果を2週間に一度全て確認し、検討をしているところがある。実際に工事現場に入っている事業者は異常があった時点で報告しなければならない。1日に工事前、工事中、工事後の3回測定しているので、前日が雨、当日が雨という数字をずっと追える。そこまではできないのかもしれないが、そのぐらいまで10年間ずっと全部に気を使っている。安全データシートを全部取っていき、安全を確認して生き物にも人にも良いようなものでやって成功している。他で何百と事例があり、資料的には国土交通省がたくさん持っている。そういうことを踏まえて良い事例を参考にしながら事故のないように工事をしてほしい。

事業者

今回の事後調査計画書にモニタリングは定めていくが、それをこれから工事が進んでいく中で各業者にしっかり守ってもらえるようにこちらルールとして決めていく。

プレキャストの話もあったが、河川の工事とは違い橋脚やトンネルをつくる工事なのでプレキャスト化は難しいかもしれない。河川の中の工事もあり、護岸の工

事もあるかもしれないので、そういう場合はプレキャストも一つの案として検討していく。

小杉山会長 供用後は事後調査報告書になるが、環境影響評価書なので、少なくとも工事期間中についての影響を評価する方法については具体的に数値や期間を明記する義務があるのではないか。

小杉山会長 ここで議論できなかった話は、事務局に提出していただきたい。

## ② 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る事後調査計画書について

小杉山会長 それでは、事務局から「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る事後調査計画書」についてご説明いただく。

事務局 ≪「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る事後調査計画書」について、資料3、資料4に基づき説明≫

山田委員 PFI法に係る内容について、事後調査の主体と工事実施主体が違うことによる注意であると思うが、最後の「事業者を指導すること」という言い方が気になる。実際問題としては、工事中に異常があれば対応するよう、市と事業者の契約の中で盛り込まれているはずなので「指導する」ではなく「担保する」といった文言の方がより適切ではないか。事業者との契約の中でそれらを担保するといった文言の方がPFI法では適切かと思う。PFIは自治体と事業者が契約で動くというのが大前提であるので、そういった中で担保することが大事だと感じた。

事務局 市長意見の内容については、これで決定ではなく、委員の皆様からいただいた意見を基に事務局でも検討し、最終的には会長と調整して作成する。山田委員の意見も踏まえて検討する。

國領委員 かなりいい場所が青谷と国定公園内にある。その大事なところを残しましょうという意見、ちゃんと残すんだよという意見、相互の意見交換、情報交換をするということは分かる。ただ、これから先、具体的に工事に入っていくに当たり、一番言っているのは環境の良いところを保全しましょうということであり、ビオトープなり作って具体的な形で残していかないといけない。

それも工事よりも前に避難させる場所を作っていくって下さいよということをさんざん言ってきた。生きている生物を残すために、ここだけは絶対手を入れない場所を造っていく必要がある。事後調査計画書もあるが、何匹のモリアオガエルとアカガエルとイモリを助けることができますというような具体的な形がほしい。産卵期がいつだからこうしますという具体的なことをしないと生き物は残らない。青谷やこの付近には、世界的に見ても非常に貴重な生物がいる。事業者の意見はそれらに影響しないということであったが、それは間違いである。

例えば生き物がいたから食べ物を食べに来る。サシバならカエルなどである。

世界に 1000 匹しかいないような非常に珍しいミゾゴイも近くにいる。反対側の自然公園の方は全くいない。カラスが巢食っており、餌場が青谷やこちら近辺にあるので、それを目当てに来る。それがなくなる可能性がある。その前に生き物の餌が取れる場所を残しておきますよという具体的な例を事後調査報告書で書いていただきたい。工事が始まる前にある程度安定した形でこのところを全部助けたということや、その数が一万匹であるなどの数値も併せて記載してほしい。周りに何匹いたかの計画も含めてモニタリングもやっていただきたい。これは今しかできない。このまま計画が進んだら誰がやるのか。植物、希少種の移殖も含めて適当な場所も含めて計画を立てていただきたい。

事務局

事後調査計画書については、事後調査の内容や時期に関する図書になり、評価書までの図書で環境保全措置をどのように行うかの方針は記載されており、事後調査計画書に移殖の計画を書くのは必須ではないため、環境保全措置に関する内容を事後調査計画書に記載するように求めることは難しい。移殖の計画をここまで書くのは難しかったのかなというところであるが、追加の保全措置が必要な場合には専門家の意見を聞いて調査をしなさいという意見は市長意見（案）に記載があるので、それを踏まえて移殖計画や追加で事後調査を行うことになったものについては、事後調査報告書に書かれることになっているので、こちらで審議していただくことになる。その際に、事後調査が足りないのであれば、さらに追加の調査を求めていくことになる。

國領委員

それは市長意見の中に具体的に盛り込むことはできないのか。必要なこととして議論されてきているので、必要であると認められたことは具体的な案も含めて市長意見の中に盛り込むべきである。

小杉山会長

我々が審査会の中で十分な意見を評価書に反映させることができたかどうかは若干不安なところであるが、基本的に評価書の中に環境保全措置の考えが掲載されたという前提で國領委員の意見の 1「期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し」という部分にかなりの重さがあると思う。この次に「定期的に審査会に事後調査の結果を報告し、その都度、対策の内容を検討する」というあたりの考え方が入ってくると、委員は結果を見つつ意見を言い続けることができるということになる。そのような表現はいかがか。

事務局

計画書の 2-56 ページに、事後調査計画書の提出時期の記載がある。

環境保全措置の詳細については、準備書のときに審査会資料でもう少し細かいものを出し、説明を行ったことをご理解いただいたと事業者は認識している。平成 30 年度から道路の工事は始まるが、工事中の事後調査については平成 31 年度に出てくることになっている。報告書として提出するタイミングはこの中にすべて明記されているため提出されたタイミングで審査会を開き、委員の皆様にお諮りする体制はできており、事業者もその認識でいることがこの計画書から読み取れる。

事業者が事後調査報告書を提出すると明記しているということは、審査会で委員の皆様にお諮りするということであるので、それを市長意見に書かなくても仕組みとしてできている。

小杉山会長 文言としてはこのままでいいか。「必要に応じて」を削除するという方法もあると思う。必要に応じないと見せてもらえないという可能性もあるが。

事務局 こちらもアセスは評価書で終わりではないと思っている。  
本日は欠席されているが、板井委員から次のような意見があった。  
「全般的事項 1 は指導及び助言を受けた上で、必要に応じて追加の環境保全措置…とするべきである。案の文面のままであるなら、専門家の意見を聴くかどうかの判断が事業者又は事務局が行うことになり難しいのではないか。」  
「必要に応じて」の場所によって受け取り方が違うという趣旨だという意見であったがいかがか。

土屋委員 後ろにつけたほうがそのとおりでであると思う。必要だから保全措置を検討するための委員会を設けるので、今の状態だとどちらに「必要に応じて」がかかっているのかが曖昧である。

國領委員 1つ心配なのが、2つの事業がある。もう1つの事業が重要なところを、含めて関わってくるので、その影響が出たときにそこだけでは済まない。環境悪化の引き金を引いて事故が起きた時に、速やかに対応できるような仕組みを作っておかないといけない。気づいた時点で動けるような仕組みを作してほしい。

小杉山委員 それは例えば2番の「判明した場合に」ではなく、「判明した場合に措置を取る」といった話を追加するということか。

國領委員 そのほうが具体的である。

小杉山会長 3番に「追加の環境保全措置及び事後調査」とあるので、2番も同様にすれば2番と3番が揃うと思う。

締切が28日ということであるので、来週早々にはご意見をいただきたい。来週早々には事務局と私で調整して市長意見の提出の準備をする。今後は今日の議論を踏まえたものを1度委員の皆様にお送りして、その後に提出という流れにしたいと思う。

ここで議論できなかった話は、事務局に提出していただきたい。

### ③ (仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業 環境影響評価方法書について

小杉山会長 それでは、事務局から「(仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業 環境影響評価方法書」についてご説明いただく。



- 事務局                    《「(仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業 環境影響評価方法書」について、資料5、資料6、資料7に基づき説明》
- 國領委員                この事業は、事業者の見解対応と書かれているが、なぜ市の職員が説明しているのか。非常に理解しがたい。細かいことについて事業者でないと答えられない部分もあるのではないかと。これはなぜか。
- 事務局                    今説明したものは基本的には地元の住民又は委員の意見を市長意見としてどう入れていくかの説明になる。事業者の見解対応は前回、前々回の審査会である程度説明されており、2回目の審査会と今日までの間に追加の質問もなかったため、改めて事業者から説明をいただく必要はないという理由で、事務局からの説明とさせていただきます。
- 國領委員                風力発電事業では、風車だけではなくそれに至るまでの経路についても特殊車両を使ってカーブを曲がるなど膨大な金額がかかる事業であることをテレビで見て感心した。しかし、ヨーロッパで使われている風車をそのまま持ってきてはまず機能しないし、事故が起きることをこれまで言ってきた。今の風車は開発が進んでいて日本の環境も考慮されているので、それにしてもらいたい。安全で原子力に代わるものは風力発電か太陽光発電だと思うので、やっていかなければならないが、そこにいくまでに安全なものに変えていかねばならないのも確かである。生き物に対しても、人が生きるにしても、子供が生きるにしても、次の世代に安全なものを残していきたい。必要な風力発電になるのか、絶対嫌だとなるのかも分からないがそこに生きている住民の意見が一番重要であり、そこに生きている生き物が一番重要なんだから、議論はここらでいいたろうという形を絶対に取らないようにしてほしい。僕は生き物を守るという立場できているのでそのようにさせていただくが、尽くしてほしい。
- 小杉山会長             配慮書、方法書、準備書、評価書と進んでいく中での審査なのだが、今の意見だとそれ以前の議論が煮詰まっていないのに、進める意味がないという。事務局としては、現在は方法書の段階というところだと思うが、根本的な議論をどこかでしなくてはならないという意見だったと思うが、それは審査会としては馴染む話なのか。
- 事務局                    皆さんご存知のように、環境影響評価は事業について可否を決するようなものではない。地域住民の皆様のご心配されているご意見も聞いている。基本的には公的な事業ではなく、民間事業なので事業者と地域の皆様との、民民の解決が1番の基本となる。ただ、市長意見案に関しては住民意見を可能な限り踏まえた、調査をしていくよう申し添えたので、事業の在り方や進め方については別の形で検討を進めていくものと考えている。
- 小杉山会長             個人的な意見としては、日本のエネルギー政策はどうするのか、経産省の方に

来ていただいて、説明をしてもらいたいところではあるが、環境影響評価審査会としては、方法書の段階なので、できるだけ十分な評価書を作成するためにどのような調査を行うのか、どのように予測するのか、どのような評価の手法があるのかを詰めるということなので、適切な項目の調査を行うための意見をここで積み上げていきたいと考えている。もどかしいところは國領委員と同じであるが、市長意見の締切が3月14日なので、この審査会の終了後、委員の先生方から個別に事務局に意見を言っていただいて後は市長意見をまとめることとなる。ここでは現在記載されている調査項目で良いのか、調査方法で良いのか、そう言ったところをもう少し具体的に挙げていただくのではないかなと思う。

方法書に関するご意見、ご質問があればお願いします。

岡田委員

1点目は現地調査の地点数を増やしてほしいという意見があったが、基本的に現地調査というのは、風車のうるささを評価するためのものではなく、今回の建設される地域の静音さを評価するための調査なので5地点で十分であると考え。地点数を増やして測定データを単純な分析をするのではなく、どのような気象・環境条件下で、どのような騒音データであったのかを十分に検討し報告することが重要である。住民の意見を拝見すると誤解されている部分も見受けられるので、事業者には十分な住民との対話をするように指導してほしい。

風力発電から発生する音の測定や研究をしているが、必ず話題になるのが低周波音についてである。端的に言うと、皆さんが乗っている車の中よりも風車から出ている低周波音はかなり低い。もちろん風車は機械なので低周波音は必ず発生する。最近、給湯器の低周波音が問題になっているということも聞いている。ただ、給湯器を使用している家庭ではなく、隣地の方から苦情が挙がっているとも聞く。中部国際空港にも関わったことがあり、常滑沖に空港ができると決定した際、周辺住民から夜も眠れないのではないかとかなりの心配な声が挙がった。そこで、常滑沖でジャンボ機を用いた実機飛行音を体験してもらったことで、住民の声は小さくなった。結局はどのような音なのか分からないのが心配の一因だったので、事業者は住民ともっと対話をすべきである。エネルギー問題と言われているが、我々は今後もエネルギーを使い続ける。どこかでエネルギーを作らなくてはならない。もう少し住民と事業者が、不安にならないよう説明会なり実際に風力発電事業が上手くいってる地域に行ってもらおうと良いのではないかな。国内には、子供達の未来のためにと市民出資型の風力発電を建てる地域もあれば、全く反対という地域もある。どの様にすれば地域住民の生活や環境と共有共存できるのかを模索してほしい。

山田委員

個別事項の7の景観について、アセスでは難しいのかもしれないが、地域住民や地域の事業者へのヒアリングも含めて「地域住民、事業者及び専門家の意見を踏まえて」ということは意義があると思う。前回の意見でも述べたが、単純に客観的手法で述べるべきでないと思う。この地域で風車があることに対してどう思うのかという話なので、そこに住む住民や事業者に意見を聞く、それもいろいろな方法が対策として出てくると思うが、見えるところには建てないとか大きさを

小さくするとか、仮に見えてもこの色であればいいと言ったやり取りの中でより良い落とし所は出てくると思う。環境影響評価の方法としてはそういった住民の、事業者、専門家の意見を踏まえてといった方が意義はあると思う。

小杉山会長 残土の問題が他の事業でも話題になっていて、工事が始まっていないので、評価のしようがないという話が事業者から聞こえてくるが、最終的には蛇行する道を削ったり、残土の置き場所等の問題が出てくる。早い段階で残土の量だけでなく、その場所の評価も項目の中に入れていただくように期待したい。

事務局 5番に廃棄物等という形で文言を入れているが、これでは足りないか。

小杉山会長 どこに捨てるのかというところが問題である。その場所は失われるため、その場所の影響評価はすべきである。工事の取り付け道路のようなところを事業実施区域外として影響評価をしない例があったので、場所が分かるのであれば予測をしてほしい。

國領委員 この場所はまだ調べきれていないところもあり、今後、両生類の場合には新種が出るのではないかとされている。その中で事業の影響がどの程度あるのかも資料がなく示されていない。どのくらい貴重なものがあるのかも分かってない。上を切った時にその部分が乾燥化する。下手な切り方だと雨が降ったときに土石流を起こすことになる。樹齢がどのくらいだからとか、風倒木がどのくらいとか、調査せずに工事をしていろいろな場所で問題が実際に起きている。そのための資料もない中で議論をしなければならぬので大変であるが、少しずつデータを出して、だからここはこういう対応をしているから安全なんだという裏付けが必要である。それと火災が起きそうなところに防火帯みたいなものを作って火災が拡がらないように大切な森林を守りながら、間伐も行うことに税金が投入されようとしている。

そういうことを全て一緒に大事な自然を人の命も守って災害もなく良いエネルギーを次の世代へという理想的な形をやる第一歩なので、とことん話して安全を確認しながら進めていってほしい。

小杉山会長 このまま順当に進めば、調査が始まり、数年後には準備書の審査をすることになる。準備書が出たときにこの準備書は不十分であると言われぬように十分な調査項目を選んでいただければと思う。

市長意見提出までの期日が限られているが、ここで言い足りないことは事務局に送るようお願いする。

ここで議論できなかった話は、事務局に提出していただきたい。

### 3 閉会

事務局 以上をもって、平成29年度第7回浜松市環境影響評価審査会を終了する。